

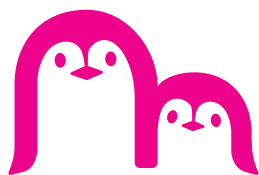


上野原市のママ&パパへ

母子健康手帳交付は
予約制です。

申請後に電話で
予約をお願いします。
※詳しくは裏面をご覧ください。

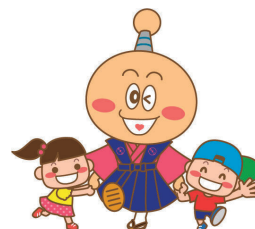
利用料金
無料!



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ

上野原
すくすく☆につき



母子健康手帳交付申請は母子モから!

上野原市
に住民票
がある人

母子健康手帳の交付申請について

上野原市では、母子モからオンライン申請ができるようになりました。
申請方法はアプリダウンロード後裏面をご確認ください。

①アプリを登録する



母子モ(ボシモ)で検索! /

母子モ

検索



① あなたのプロフィール
を登録しよう!

お住まいの地域の郵便
番号を登録してください
地域の育児情報を受け
取ることができます



② 妊娠中のお子さまの
情報を登録しよう!

胎児やお子さまの情報
を登録すると、成長に合
った情報がお知らせさ
れます



③ アカウント連携or
メール登録をしよう!

お手持ちのID、
もしくはメールアドレス
(※)を選択してください



※第2子以降のご登録は、HOME画面右上3本線→設定→「お子さまを登録」からご登録ください。

(※)「メールアドレスの登録」で返信メールが届かない場合

- 迷惑メール対策等で、ドメイン指定受信を設定されている可能性があります。お手数をおかけしますが、ドメインを受信できるように設定してください。@mchh.jp
- GmailやFacebookアカウントなど、その他のご登録方法をお試しください。SNSアカウントで登録することで、利用者の許可なく投稿されることは一切ございません。

Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。
※掲載している画面イメージは、アプリの画面や機能がアップデートすることで実際と異なる場合があります。

サービスに関するお問い合わせ

株式会社エムティーアイ コンタクトセンター
E-mail: boshi_info@cc.mti.co.jp

その他お問い合わせ

上野原市役所 子育て保健課 子ども家庭担当
電話: 0554-62-1199
受付時間: 8:30 ~ 17:15 (土日祝祭日は除く)

②アプリから「母子健康手帳の交付申請」を提出

アプリを起動！

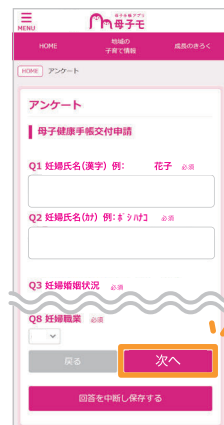


HOME画面下部*の
バナーをタップ！

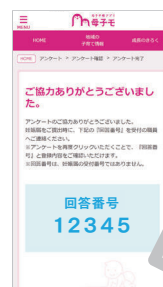
*パソコンやタブレットからログイン
した場合は、上部に表示されます。



必要事項を入力



発行された「回答番号」が
表示されたら事前提出完了



※提出済の申請は、アプリ側から変更・
修正することはできません。
※何かありましたら、回答番号をお手元に、
上野原市こども家庭センターへご連絡ください。

③回答番号表示画面から電話予約

●受け取り日は<電話で>事前予約をしてください。

こども家庭センター TEL:0554-62-1199

※母子保健事業などの実施により、ご希望の日程および時間に添えない場合がありますので、
余裕をもってご予約ください。

●予約日に、上野原市こども家庭センター（総合福祉センターふじみ）へ母子健康手帳を受け取りに来てください。

●「回答番号」をスクリーンショット等しておく、母子健康手帳の受け取りがスムーズです。

※代理人が受け取りに来られる場合は、スクリーンショット等を代理人に送付しておいてください。

こども家庭センター TEL:0554-62-1199

(平日:8時30~17時15分)

上野原市ホームページ⇒

<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/site/kosodate/1215.html>



④上野原市こども家庭センターへ手続きに行く

1. これから母子健康手帳の交付を希望する人

保健師との面談を通じて、
母子健康手帳や受診券の交付、
利用可能なサービス等についてご案内します。

当日の持ち物

- ・回答番号（事前申請時の回答で表示されたもの）
- ・妊婦本人のマイナンバーカード
（お持ちでない場合は、マイナンバーがわかるもの
+ 身分証明書1点（免許証など））
- ・妊婦本人名義の口座番号がわかるもの
（妊婦本人が来庁する場合のみ）

2. 妊娠中に上野原市へ転入した人

保健師との面談を通じて、受診券の交付や、
上野原市で利用可能なサービス等について
ご案内します。

当日の持ち物

- ・回答番号（事前申請時の回答で表示されたもの）
- ・妊婦本人のマイナンバーカード
（お持ちでない場合は、マイナンバーがわかるもの
+ 身分証明書1点（免許証など））
- ・妊婦本人名義の口座番号がわかるもの
（妊婦本人が来庁する場合のみ）
- ・母子健康手帳
- ・前住地で発行された妊婦健康診査等の助成券の残り

【妊婦のための支援給付金についてのお知らせ】

- ・給付金の申請には、妊婦本人との面談が必須です。
- ・代理人が手続きされる場合、給付金の申請は別途本人との面談が必要となります。

【代理人が手続きをする場合】

上記持ち物に加えて、以下のものがが必要です。

- ・委任状
- ・代理人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、免許証など）

